

平成27年9月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成27年9月17日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 関 富 夫 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 鐘 裕 之 君	生 活 環 境 課 長 兼 長 田 悟 君
	清 掃 セ ン タ ー 所 長
福 祉 課 長 花ヶ崎 善 一 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 関 善 之 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君	会 計 課 長 岩 瀬 義 博 君
教 育 課 長 軽 込 貫 一 君	社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 目 羅 洋 美 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案、請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第38号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算

請願第3号 安全保障関連法案の慎重審議と国民の合意なしに成立させないよう求める請願
(産業厚生常任委員長)

議案第40号 損害賠償の額の決定について

議案第42号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第43号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情
(決算審査特別委員会)

議案第44号 決算認定について
(平成26年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第45号 決算認定について
(平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第46号 決算認定について
(平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第47号 決算認定について
(平成26年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第48号 利益の処分及び決算認定について
(平成26年度勝浦市水道事業会計決算)

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第49号 副市長の選任につき同意を求めることについて

議案第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第4号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議案第5号 災害ボランティア割引制度に関する意見書について

第4 各常任委員会の所管事務調査について

第5 報告

報告第6号 専決処分の報告について

報告第7号 平成26年度勝浦市継続費精算報告について

開 議

平成27年9月17日(木) 午前10時開議

○議長(寺尾重雄君) ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案、請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第38号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算、請願第3号 安全保障関連法案の慎重審議と国民の合意なしに成立させないよう求める請願、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋 元君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第38号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 安全保障関連法案の慎重審議と国民の合意なしに成立させないよう求める請願の審査に当たりましては、紹介議員に説明を求め、審査を行いました。

その結果、外国の脅威から日本を守るために必要、また平和を守るためには世界の一員として行動することが求められているなどの意見が出され、願意は認めがたいため、賛成少数で不採択と決しました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務文教常任委員長の報告のうち、請願第3号 安全保障関連法案の慎重審議と国民の合意なしに成立させないよう求める請願を不採択とする報告に対し、採択すべきとの立場から討論を行います。

昨日より、特別委員会の締めくくり総括質疑をめぐりまして、国会の内外で緊迫した動きが起こっており、現在も進行中でございます。3カ月の衆参の国会審議を通じまして、3つの点がはっきりしたと思います。

第1は、安全保障関連法案が憲法違反だということであります。日弁連と全国52全ての弁護士会、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局の元長官に続いて最高裁長官を務められた山口繁さんが憲法違反だと断じました。合憲か違憲かという論争は、もう決着がついたと思います。

第2は、ついに安倍政権は、国民の理解を得ることはできませんでした。直近のどの世論調査を見ても、6割以上が今国会での成立に反対と答えています。「国民に十分説明していない」は、今なお8割を超えています。これで採決するのは、国民を無視することになってしまいます。

そして、第3に、自衛隊の中枢の暴走ということが内部文書で明らかになってきました。事は文民統制、シビリアンコントロールが効いていないという重大問題です。

これだけ問題点が噴き出してきたわけですから、今、この法案を採決することは許されないと思います。請願事項は、慎重審議を求める意見書の提出です。議員各位には、さまざまなご意見があろうとも、もっと慎重にとの、この請願の趣旨には賛同いただけるのではないのでしょうか。ぜひとも多くの議員が採択の態度を表明されるよう呼びかけて、私の討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 私は、請願第3号 安全保障関連法案の慎重審議と国民の合意なしに成立させないよう求める請願について、委員長報告のとおり不採択に賛成の立場で討論をいたします。

今回の請願の趣旨として、まず第1に、一連の安保法制の整備は、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねないとの指摘。第2に、この法案が憲法9条、ひいては立憲主義に反するものであるとの指摘。第3に、安全保障法案については慎重な審議が必要であり、国民への十分な説明もなく、今国会での成立を急ぐべきではないとの指摘。以上の意見が上げられております。

しかし、そのそれぞれが内容と一部異なる部分があり、勝浦市議会として意見書を提出する根拠としては不十分であると考えます。

まず、1点目のこの安保法制が自衛隊の活動を拡大し、武力行使の一体化につながるという部分であります。そもそも現在の自衛隊の組織ではそのような懸念は全く的外れなものであります。自衛隊の予算は年間約5兆円、GDP比で1%以内の枠を維持しております。この予算も人員も不十分な中で、自衛隊は日本の平和を守るために、日々懸命に活動をされておられます。

一方で、年々軍備を増強し、脅威を増している周辺諸国に対して、どのように対処していいのか、この議論が今まで進んでこなかった。中国の軍事費は、過去10年間で約4倍、過去26年間で約40倍の規模となっています。また、最近10年間における周辺国の軍事費の変化を見ますと、2003年度を1とした場合、2013年度ではロシアは6倍、韓国は2倍となっています。そうした現状の中で、いかにして日本の平和を守るかというのが今回の安全保障法案の骨子であり、自衛隊の活動拡大や武力行使の危険性を懸念することは的外れであると言えます。

第2に、この法案が憲法9条ひいては立憲主義に反するものであるという部分であります。そもそも政府そして自衛隊がこの憲法9条を遵守しているからこそ、今回、安保法制が審議されたということをご理解いただきたいと思います。自衛隊は、憲法9条の趣旨、つまり戦争をするための軍事力を持たず、自国の防衛のみに専念するということをかたくなに守り続けてい

る組織であります。自衛隊には爆撃機も、長距離弾道ミサイルも、戦略空母も持っていません。つまり他国を攻めるための武器は何一つ所有しておりません。自国を守るための装備に特化している組織です。現在の長距離戦また情報戦の中にあって、どんなに不利であろうとも、憲法の趣旨、つまり平和主義を体現するために専守防衛を貫いてきたのが自衛隊であります。

そもそも国における自衛権は、人間における正当防衛と全く同じで、急迫不正の侵害に対してはみずからを守る権利、自分の国の国民と国土を守る権利を与えられています。これは国家である以上、当然に与えられる権利であります。否定のしようはありません。今回の安全保障関係法案は、自衛隊の装備だけでは、もはや日本の平和が維持できない。だからこそ、他国と協力し合いながら、積極的に平和を維持していこうという思想に基づくものであります。年々増大する近隣諸国の軍備に対して、憲法の枠内で平和を愛する他国と連携して、いかにその脅威を未然に防ぐかという思想に基づいているのが集団的自衛権であり、今回の安保法制であります。

事実、この安保法制に関しては、現時点で指示する国が44カ国に上ることが明らかになっています。首脳会談や外相協議で欧米、アジアの各国が次々と指示を表明し、積極的平和主義を掲げる日本の国際貢献への取り組みを高く評価しています。EU（欧州連合）、これは28カ国ありますが、その首脳会談の中で支持と賛同を表明しています。また、東南アジア諸国連合10カ国も、日本とASEANの外相会議の議長声明で、日本の現在の取り組みを歓迎すると明記しております。また、来日したフィリピンのアキノ大統領は、国会演説で国会での審議に強い尊敬の念を持って注目していると述べました。一部野党が戦争法案などと批判を強めておりますが、世界の見方とは異なります。そうした現実の中で、勝浦市議会がこの請願を採択することは慎重でなければなりません。

そして、最後に、安全保障法案については、慎重な審議が必要であり、国民への十分な説明がなく、今国会での成立を急ぐべきではないとの趣旨であります。主要野党は安保法案について、審議不十分、強行採択と言っておりますが、実態は全く的外れであります。今朝の新聞報道によれば、衆議院での審議時間は116時間30分であり、これは国会での審議時間としては、戦後6番目の長さであります。参議院でも7月27日から審議入りしましたが、こちらでも既に100時間以上の審議を行っています。このような慎重審議の中で議論が深まっていなかったら、それは野党の質問が重箱の隅をつつくような内容に終始し、日本と日本国民をどうやって守るかの本質的な議論がなされなかったのが大きな要因であります。さらに、次世代、元気、改革の3野党はこの法案に賛成の意向を示しており、野党全てが法案反対でまとまっているわけでもありません。

以上の理由から、今回の請願に対しては不採択に賛成の立場であります。平和は自然に生まれて続いていくものではありません。みずからの手で守るものであります。二度と戦争を起こさないためにも、70年続いたこの日本の平和をどう守るか、我々国民一人ひとりが真剣に考えなければなりません。そうした中で、日本の独立と平和を私たち市民が守っていくためにどうするか、我々市民一人ひとりが国防・安全保障について正しい理解と関心を持つとともに、自衛隊の活動やその役割を正しく認識し、相互理解を深めていかねばならない。今回のこの請願にかかわる討論が、市民ひいては国民の平和意識の向上に少しでも役立ち、日本の平和を考えるきっかけとなることを望みます。以上で討論を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第39号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第41号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、請願第3号 安全保障関連法案の慎重審議と国民の合意なしに成立させないよう求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手少数であります。よって、請願第3号は、不採択と決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第40号 損害賠償の額の決定について、議案第42号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 鈴木克己君登壇〕

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第40号 損害賠償の額の決定について、議案第42号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情の審査に当たりましては、陳情者に説明を求め、審査を行いました。

その結果、介護報酬の大幅な引き上げと保険料、利用料の負担増につながらない措置をとるための財源はどうするのかなどの意見が出され、慎重に審議する必要があります、会期中に結論を出しかねるので、議長に対しましては、継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） ただいまの報告のうち陳情第1号を継続審査と決した審議の経過につきまして、なお詳しくご説明をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） ただいま継続審査という報告はさせていただきました。この審査を行うに当たりまして、陳情の提出者であります社会保障推進千葉県協議会、会長は鈴木さんであります、事務局長の藤田さんという方にお越しいただきまして、その陳情の趣旨内容について説明をもらいました。その結果、趣旨説明が終わった後、委員全員から、それぞれの委員の立場で意見をいただきました。その結果が、今申したとおり、保険料、利用料の負担増につながらない措置をとる財源をどうするのかというのが、この中の議論の中心となりました。要するに、陳情で言われているのは、現在、本当に介護事業者、介護労働者が大変な労働環境にあり、そして、そのサービスを行うに当たっても、介護労働者の対応に対しては非常に厳しいものがあるという現実を理解をしておりますが、ただ、この介護報酬を引き上げるものとなるものが、国の財源を使つてということになると、それは少しこの陳情の内容から違うんじゃないかというような意見が大半を占めまして、結論から申しますと、採択することに賛成の人は委員のうち2名、1名が不採択、そして4名が、これはまださらに継続して審査をすべきという結論でありました。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 介護報酬を引き上げる財源をどうするかということで、財源の裏づけがこの陳情にないという趣旨なのか。財源はどうするかというのは、消費税が5%から8%に引き上

げられた、そういった経過から見ても国は社会保障の充実のための消費税増税だということですから、国が消費税の増税を含めたあらゆる措置の中から財源を見つけ出す必要があると思いますけれども、そのことをもって継続審査にしたというのは、陳情にその財源についてないからという、そういう意味合いなんではないでしょうか。陳情そのものは、財源をこうしろというような陳情がないのは当然じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（鈴木克己君） 今のご質問の内容について、財源の裏づけと申しますか、今消費税も5%から8%、そして今8%から10%にというふうなことで議論がされております。この消費税もやはり社会福祉のために使うということの内容になりますが、裏づけと申しましても、現段階では、まだこれはその裏づけが確定はしていない。そういう中において、ただ単に報酬を引き上げていくだけの内容であれば、確かに介護事業者なり介護労働者の厳しさは増しておりますので、今後、さらに国の動向等を踏まえ、勝浦市議会としても議論を深めた中で、これを再度検討する必要があるという結論です。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの産業厚生常任委員長の報告のうち陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情を継続審査とする報告に対しまして、採択すべきとの立場から討論を行います。

陳情は、今年4月の介護報酬の改正によりマイナス分が4.48%と過去最大の削減で、特にデイサービスや特別養護老人ホームへの影響が大きく、採算の合わない事業所が生まれていることから、介護報酬の大幅引き上げと、あわせてそれが保険料、利用料の増につながらない措置をとるよう意見書の提出を求めるものであります。全国では、事業を閉じるところが幾つも生まれており、介護基盤が崩壊しかねない危機にさらされています。事は緊急を要しており、継続審査ではなく、直ちに採択すべきものと考えます。ぜひとも多くの議員が採択の態度を表明されるよう呼びかけまして、私の討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 私は、陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情について、委員長報告のとおり継続審査とすることに対して賛成の立場で討論をいたします。

緊急に介護報酬の再改定を求める陳情については、さきに行われた産業厚生常任委員会において、陳情団体である社会保障推進千葉県協議会より説明者をお招きし、陳情に対する説明を求めたところであります。その中で、平成27年4月に改定された介護報酬の引き下げが介護事業者の経営に大きな影響を及ぼし、採算の合わない事業所の閉鎖や事業の撤退についての懸念が表明されていること、また、そのことにより住民から介護サービスを奪う事態を引き起こす可能性もあることについても説明がありました。

一方で、介護報酬の引き下げは保険料の上昇を抑えることにもつながることになります。今回の陳情では、1つ、緊急に介護報酬を大幅に引き上げること。2つに、介護報酬の引き上げにより、住民・利用者の保険料、利用料の負担増につながらないように措置をとることと、相反する内容の意見書となっております。介護報酬の大幅な引き上げと言っておりますけれども、どの程度の額の引き上げなのか、どの程度の引き上げ率なのか具体的な説明や明記がないこと。また、介護報酬引き上げに伴う保険料や利用料の負担増につながらないための財源を確保するために具体的な方策等の意見が今回の意見書の中には明記がなく、勝浦市議会として意見書を提出する上で、この相反する内容の意見書を提出することには慎重に審議を行う必要があること。そのためには、閉会中の継続審査とし、各委員がもっと介護報酬の引き上げによる影響や保険料の引き下げについて、さらに精査をする必要があると申し上げ、継続審査に賛成の討論といたします。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（寺尾重雄君） これより、議案第40号 損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第42号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第43号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、陳情第1号 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情につきましては、産業厚生常任委員長から会議規則第110条の規定による閉会中の継続審査の申し出がありました。本件につきましては、産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、陳情第1号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第44号ないし議案第48号、以上5件を一括議題といたします。本案は、議案第44号ないし議案第47号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第48号は利益の処分及び決算認定についてであります。本案に関し、委員長の報告を求めます。松崎決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 松崎栄二君登壇〕

○決算審査特別委員長（松崎栄二君） 議長よりご指名がありましたので、本決算審査特別委員会に付託されました議案第44号ないし議案第47号、以上4件の決算認定について、議案第48号 利益の処分及び決算認定について、以上5件の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当決算審査特別委員会は、去る9月14日及び15日の2日間、付託議案を審査するため、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第44号ないし議案第48号、以上5件については、全員賛成でお手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ認定、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、本決算審査特別委員会における審査の過程におきまして、各委員から質疑、意見等があり、その主なものを申し上げますと、まず、一般会計歳入歳出決算、歳入では、キュステに係る経常経費が1億円単位でかかる中、運営資金を稼ぎ出す運営の展開についてただしたところ、市民が、芸術文化のレベルをみずから高めることが究極の目標であり、現在のように市内、市外の方々から多く利用されていることが、理想的な使われ方であると考えたとの答弁がありました。

市債の増加について、今後、特に過疎債の利用を考えてもらいたいとただしたところ、過疎債とか国、県の補助金とか、有利なものを各担当課で研究をしているとの答弁がありました。

次に、歳出については、勝浦若潮高校の校舎に整備予定の認定こども園の仮園舎を本園舎として設置する選択肢もあるのではないかとただしたところ、今は、中央保育所の跡地に建設することを予定しているが、勝浦若潮高校の校舎をうまくリフォームして、子どもたちが使えるようなものになれば、経費が非常に安く済むこと、子どもたちの安全性が図れることなどのメリットがあるため、担当課も含めて精査してみたいとの答弁がありました。

学校の統廃合について、勝浦市学校再編検討委員会の提言書どおりに進めるべきではとただしたところ、学校再編は本市の大きな教育課題の一つだと思う。児童・生徒は本当に減少してきて、複式学級も出てきているが、再編については、統廃合を進めながら、適正規模、適正配置をしていきたい。特に中学校の統合については、統合すれば1学年が3から4学級になり、生徒や保護者、また教職員にとっても理想の形態となる。今後は、通学方法とか、安全面について詰めていきたいとの答弁がありました。

次に、水道事業会計では、水道有収率が対前年比で低下している原因並びに有収率の向上のための取り組みについてただしたところ、有収率の低下は、地下漏水によるものが主な原因と考える。今後も職員の漏水調査を強化し、有収率の向上に努めたいとの答弁がありました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 今回の決算認定におきましては、平成26年度の決算ですので、今年度の大きな事業でありました（仮称）市民文化会館建設事業、この事業が600未満の規模から800以上の席数を有する事業に規模が拡大されたことについて審議がなされたのかどうかと、なされた場合、どのような審議がされたかをお尋ねします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。松崎決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（松崎栄二君） ただいまの質問者に対しての答弁ですが、先ほど述べられたような質問は一切ありませんでした。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、議案第44号から議案第48号までの5つの決算認定について、反対の立場から討論を行います。

振り返ると、平成26年度は、前年12月の総選挙で誕生した安倍自公政権が300議席を超える衆議院での圧倒的多数の力を背景に、あらゆる分野で暴走を開始しました。アベノミクスの名での国民犠牲、大企業応援の政治、原発の再稼働、TPPの推進、沖縄新基地建設のゴリ押し。海外で戦争ができる国づくりなど、国政の全分野で逆流がつくり出され、今に続いております。

特に、平成26年4月1日からの消費税の税率を5%から一気に8%へ引き上げたことによる消費の冷え込みと経済の低迷は、現在に至ってももとに戻っておりません。内閣府が発表した今年4－6月期の国内総生産GDPの速報値によれば、前期に比べた伸び率は物価変動を除いて実質で0.4%減、このまま1年間続くとした年率換算では1.6%減で、日本経済が再びマイナス成長に転落したことが明らかになりました。GDPの約6割を占める個人消費の低迷がマイナス成長の大きな原因です。

個人消費は、消費税の増税だけでなく、賃金が増えず、物価が上がり、実質所得が伸びていないことから足を引っ張られています。内閣府も経済財政白書で消費税増税による消費の後

退に加え、名目賃金が伸び悩む一方、消費者物価が上昇したことで雇用者所得がマイナスになり、消費が抑えられていることを回復の遅れの原因だと指摘しております。

そして、消費税の増税分は社会保障の充実に回るところか、年金も医療も介護も改悪が重ねられ、社会保障予算は自然増さえ削減されるありさまです。その一方で、大企業に対しては、2年連続で減税を強行したのです。税と社会保障の一体改革を掲げた消費税増税は社会保障のためという口実も、財政再建のためという口実も今や完全に破綻しています。国の政治が暴走しているこのようにときこそ、勝浦市政が住民の命と暮らしを守るために、悪政への防波堤の役割を発揮することが求められています。

そこで、平成26年度決算の認定においては、(仮称)市民文化会館建設事業の席数600未満から800以上への規模拡大が適切だったかどうかが問われるべきポイントであります。当初計画は、幅広い市民の意見を集めて必要かつ身の丈に合った規模として席数600未満を設定しました。しかし、建設場所を高台に変更するに伴い、トップダウンで席数800以上へと規模が拡大されました。その結果、有利な財源を活用したとはいいながらも、起債は総額15億8,000万円余となり、後年度負担を押し上げ、将来負担比率を増大させる要因となりました。

一方で、水道料金やごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料などの負担を軽減してほしいとの要望が市民の中に根強くあります。国民の所得が低下を続け、暮らし向きが悪くなり続けているもとで、負担の軽減は最も優先すべき政策課題です。

また、水道料金や国民健康保険税には、近隣の市や町では当たり前のこととして一般会計からの繰り入れが行われています。ところが、勝浦市ではかたくなに今なお手がつけられていません。平成26年度の国民健康保険特別会計の決算は1億5,972万円余の黒字となり、水道事業会計では1億3,123万円余の剰余金が生まれました。また、介護保険特別会計は3,121万円余の黒字となりました。いずれも市民に重い負担を強いている結果であり、本来直ちに市民に還元すべきものであります。

市民の苦難を軽減するために、一般会計から繰り入れを行うのは地方自治体の責務です。近隣の市町村が当たり前に行っていることを勝浦市だけが行わないというのは許されません。また、高過ぎる国保税を引き下げるため、国に対して国庫負担の引き上げを強く求めるべきです。医療・介護の分野では、軽度者からの介護の取り上げや負担増を強いる一方で、コストのかかる施設や医療機関から在宅へと強引に押し戻そうとしております。また、介護サービスを充実すれば、保険料にはね返るという制度の矛盾を解消することが必要です。

以上を指摘し、75歳以上という年齢により国民を差別する後期高齢者医療制度は一日も早く廃止すべき制度であることを申し添えまして、各会計の決算認定に対する反対討論を終わります。

○議長(寺尾重雄君) ほかに討論はありませんか。鈴木克己議員。

〔6番 鈴木克己君登壇〕

○6番(鈴木克己君) 私は、議案第44号ないし議案第47号の決算認定及び議案第48号 利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

歳入の根幹である市税を初め地方交付税等の一般財源の大幅な増加が見込めない厳しい財政状況の中、国の緊急経済対策による地域の元気臨時交付金等を活用し、経常経費の節減、合理化に努め、市行政各分野にわたり事業が展開されておりました。

一般会計歳出においては、教育・文化の分野において本市の芸術文化の拠点、市民や周辺地域との交流の拠点として、平成24年度から継続事業で建設が進められてきた芸術文化交流センター、愛称としてキュステが昨年12月に竣工し、その活用においても、建設の目的を達成するための対応は評価できます。

また、安全で安心な教育環境の確保を図るため、勝浦小学校体育館外壁改修工事などを初めとした各小中学校の施設等修繕の実施。

防災・災害対策としては災害用物資等整備事業や避難路整備事業の実施。

生活基盤、インフラ整備として勝浦駅エレベーター設置費補助事業や国の交付金等を活用した道路改良事業、潮風公園の新設整備事業及び旧勝浦警察署跡地への駐車場整備などが実施されました。

さらに、保健福祉分野では、子育て支援として、こども医療費助成事業や児童手当支給事業及び認定こども園の整備に向けた基本構想のほか、子ども・子育て支援事業計画策定も取り組まれましたが、認定こども園整備については、その基本構想を堅持し、慎重かつ適正な対応が、今後求められると思います。

産業の振興においては、観光勝浦として要望の高かった朝市整備事業、潮風散歩道整備事業のほか、かつうら魅力市開催事業などが進められ、今後の勝浦観光の発展に期待が高まります。これら行政全般にわたる施策、事業の推進により、市民福祉の維持向上に努められたもので、評価すべきものと考えます。

また、各特別会計、特に水道事業会計においては計画された市内未給水地域の解消のための事業が推進されましたことは評価に値します。これら各会計の設置趣旨を念頭に、限られた財源を有効に活用しながら、適切に運営されたものであり、評価できるものであります。

なお、監査委員の意見書においても、行政各般にわたる施策事業の実施により、市民福祉の維持向上に努力されたことが認められる旨、付記されております。

以上のことから、一般会計を初め各特別会計及び水道事業会計の決算認定については賛成すべきものであると考え、賛成といたします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 決算認定について（平成26年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第44号は、認定することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第45号 決算認定について（平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第45号は、認定することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第46号 決算認定について（平成26年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第46号は、認定することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第47号 決算認定について（平成26年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第47号は、認定することに決しました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第48号 利益の処分及び決算認定について（平成26年度勝浦市水道事業会計決算）を採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、これを原案可決及び認定すべきものであります。本決算は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手多数であります。よって、議案第48号は、原案可決及び認定することに決しました。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、議案を上程いたします。議案第49号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

〔副市長 関重夫君退席〕

○議長（寺尾重雄君） 市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第49号 副市長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年9月30日、今月末をもって任期満了となります副市長に関重夫さんを選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。関さんの経歴を申し上げますと、千葉県立茂原農業高等学校を卒業後、昭和48年4月勝浦市役所に就職。平成13年4月より介護健康課長を務め、以来、市民課長、財政課長、農林水産課長、総務課長を歴任し、現在はお承知のとおり、勝浦市の副市長を務めております。

関さんは、円満な人柄にあわせ、市職員として長年培った地方自治に対する豊富な識見と行政手腕は、議員の皆様、ご承知のとおりであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。

これより議案第49号 副市長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第49号は、これに同意することに決しました。

〔副市長 関 重夫君入席〕

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員、高梨薫敏氏が、平成27年9月30日、今月末をもって任期満了となることに伴い、新たに鈴木幸代さんを任命したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

鈴木幸代さんの経歴を申し上げますと、昭和51年3月に立正女子大学を卒業後、同年4月に勝浦市立勝浦小学校の教諭として奉職以来、勝浦市立新戸小学校、勝浦市立豊浜小学校、鴨川市立西条小学校、夷隅郡夷隅町立千町小学校を経て、平成21年4月からいすみ市立東海小学校教頭、平成23年4月から勝浦市立上野小学校校長を歴任され、平成26年3月に退職をされました。その人格と見識は、教育委員会委員として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご同意下さいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、議案第50号は、これに同意することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、発議案を上程いたします。発議案第4号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。末吉定夫議員。

〔10番 末吉定夫君登壇〕

○10番（末吉定夫君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第4号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、近年の男女共同参画に鑑み、勝浦市議会においても男女共同参画を考

慮した議会活動を推進するため、女性議員の出産に伴う欠席規定を明文化し、今後女性議員が活躍できる環境整備を目的に、勝浦市議会会議規則中の関係条文の改正を行おうとするものがあります。

改正内容につきましては、女性議員が出産で議会を欠席する場合の規定を明確にすることから、第2条の一部を改正するものであります。

また、委員会の欠席についても同規則第90条を改正しようとするものであります。

何とぞ、私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第4号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第4号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺尾重雄君） 次に、発議案第5号 災害ボランティア割引制度に関する意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第5号 災害ボランティア割引制度に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ災害の世紀を迎えています。その救援から復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦れきの処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど、福祉的ニーズも高まってきており、多

くの支援者の参画が欠かせません。東日本大震災では、1日当たり推定1万から2万人のボランティアが必要でしたが、実際には集まりませんでした。各種の世論調査やボランティアへの調査では、旅費がないのでボランティアには行けないという人が圧倒的に多く、行きたい気持ちはあるけれども、行けないのであります。

過去の実績から、首都直下地震や南海トラフ沖地震が起きると、1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要となることがわかっています。それだけ多くのボランティアを集めようとするならば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければなりません。今の我が国には、こうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていません。まずは、彼らの被災地への移動手段と滞在場所にかかる経費の援助を社会的に図るべきであります。

これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例があります。

国は、こうした動きをさらに広め、多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきであります。

以上の理由から、地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定することについて、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ、私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 提案理由に、これまで民間企業や地方自治体が支援をしたということが出まして、今後、国が官民協働の社会システムを構築すべきだというふうなことなんですが、官民協働の社会システムとはどういうものが想定されるのか、それを伺いたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） ただいまの質問でございますけれども、端的に申し上げますと、今回の災害ボランティア割引制度の意見書についてであります。官民協働の社会システム、要は、鉄道会社や航空会社などの交通費を負担する企業に対して国が積極的に支援をしていくということになろうかと思っております。同時に、宿泊する滞在費についても、民間の宿泊施設等においても、滞在費の負担を支援していくということになろうかと思っております。

加えて申し上げますれば、今回の災害ボランティアの割引制度に関しましては、現在、衆参の国会議員、それから47都道府県、47都道府県にまたがる市町村議会の超党派による災害ボランティア議連というものがございます。その会長を務めておりますのは、新潟県旧山古志村の村長で、現在衆議院議員を務めております長島先生が会長を務めております。これまでにそういった災害ボランティア議連というもので活動していく中で、この母体が国に対しての意見書を出していくべきだということによりまして、今回の意見書の提出になっておりますことを申し上げます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第5号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第5号 災害ボランティア割引制度に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（寺尾重雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

各常任委員会の所管事務調査について

○議長（寺尾重雄君） 日程第4、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書のとおり継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中の継続調査に付することになりました。

報 告

○議長（寺尾重雄君） 日程第5、報告であります。報告第6号 専決処分の報告について、報告第7号 平成26年度勝浦市継続費精算報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第6号及び報告第7号について申し上げます。

初めに、報告第6号 専決処分の報告についてであります。本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る8月27日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

次に、報告第7号 継続費の精算報告についてであります。本件は、平成26年度勝浦市一般会計の継続費精算報告であります。平成24年度から平成26年度までの3年間で実施をいたしました（仮称）市民文化会館建設事業の完了に伴い精算報告書を調製したものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第6号及び報告第7号の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成27年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前11時34分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第38号～議案第48号の総括審議
1. 請願第3号の総括審議
1. 陳情第1号の総括審議
1. 議案第49号～議案第50号の総括審議
1. 発議案第4号～発議案第5号の総括審議
1. 各常任委員会の所管事務調査について
1. 報告第6号～報告第7号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員